

農業経営多角化支援事業実施要領

第1 事業の目的

農業者が所得を向上させ、経営の安定を図るためには、農産物の生産だけでなく、農産物の加工や販路の拡大等、経営の多角化の取組が重要である。一方で農業者の経営多角化に向けた取組の中では、開発した商品が消費者ニーズの把握やPR不足等が原因で販売が伸び悩んでいる事例も見受けられる。

そこで、経営多角化による所得向上を目指し、その取組みを実現性の高いものとするため、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年12月3日法律第67号、以下、六次産業化・地産地消法という）」の総合化事業計画に基づく取組に必要な機械・施設等の整備を支援することを目的とする。

第2 事業の内容

本事業で実施する事業は機械・施設等整備事業とし、事業の内容は、六次産業化・地産地消法に基づき認定を受けた総合化事業計画の取組内容に即したもので、別表第1のとおりとする。

第3 事業の実施

1 事業の実施期間

本事業の実施期間は、原則として単年度とする。

2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次の要件のいずれをも満たすものとする。

- (1) 農業者、農地所有適格法人及び農業者が組織する団体等とする。なお、農業者が組織する団体にあつては、代表者の定め、組織規定及び事業により導入した機械・施設等の管理・利用に関する規程が定められており、3戸以上の農業者が主たる構成員となっている団体であること。
- (2) (1) のいずれの事業実施主体にあつても、補助金の交付決定の時点で有効な六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定を受けていること。
- (3) (1) のいずれの事業実施主体にあつても、交付決定の時点で有効な農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画の認定を受けていること。ただし、農業者が組織する団体等においては、団体もしくは構成員の1戸以上が認定を受けていなければならないものとする。

3 事業採択要件及び実施基準等

事業の採択及び実施基準については、農林水産部長が別に定める「農業経営多角化支援事業の実施基準」によるものとする。

4 事業実施計画の協議

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は別記様式第1号により事業実施計画書を作成し、市町村長へ提出するものとする。

なお、事業実施地区の範囲が複数の市町村の区域にわたる場合にあっては、原則として主たる市町村長とする。

(2) 市町村長は、事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合は、実施計画書を別記様式第2号により知事と協議するものとする。

(3) 知事は、事業実施計画書を審査し、適当と認められる場合はこれを承認し、別記様式第3号により市町村長へ通知するものとする。

(4) (3)の通知を受けた市町村長は、事業実施主体に対し通知するものとする。

(5) 別表第2で定める事業実施計画の重要な変更は、上記の(1)から(4)までの手続きに準じて行うものとする。

なお、軽微な変更については、必要に応じ知事に届け出るものとする。

第4 事業の推進体制

事業実施主体は、機械・施設の整備等を行うに当たり、県、市町村、千葉6次産業化サポートセンター、農業協同組合等の関係機関及び団体の指導・協力を得て適正に推進するものとする。

第5 機械・施設等の管理運営

事業実施主体は、整備する機械・施設について、効率的かつ適正な管理運営を行うものとする。

第6 助成・指導

県は、本事業の円滑な推進を図るため、予算の範囲内において別に定めるところにより助成を行うほか、事業の実施について指導を行うものとする。

第7 利用状況の報告

事業実施主体は、事業完了年度の翌年度から5か年間、事業の当該年度の利用状況を別記様式第4号により市町村長を経由し、知事へ毎年5月末日までに報告するものとする。

第8 書類等の経由

本事業に係る書類等の提出については、所轄農業事務所長を経由するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成26年度から平成28年度までの事業に適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月1日一部改正し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成28年4月19日一部改正し、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要領は、平成29年10月1日に施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要領は、令和3年6月10日から施行する。

別表第1 事業の内容

事業の区分	補助対象内容	補助率	備考
機械・施設等 整備事業	加工・流通・販売等 についての新たな取組 を行う場合に必要とな る機械・施設等の整備。	市町村が県の補助金額 の1/2以上補助する 場合、1/3以内 (ただし、県の補助金額 は300万円を上限とし、 市町村の補助金額は県 の補助金額の3/2以 上を満たしていればよ いものとする。)	

別表第2 事業実施計画の重要な変更

事業の区分	事業実施計画の重要な変更
機械・施設等整備事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業の中止又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 施設の設置場所・機械等の保管場所の変更 4 事業実施主体に係る事業費の30パーセントを超える増減

別記様式第1号

年度

農業経営多角化支援事業 実施計画書

事業実施主体名 _____

代 表 者 名 (農業者団体または法人の場合のみ記載) _____

所 在 地 _____

関係市町村名 _____

第1 事業実施主体の概要

1 事業実施主体名

2 事業実施主体の概要(農業者団体または法人の場合のみ記載)

(名称、所在地、代表者名、設立年月日、設立根拠法令、構成者数、従業者数、役員氏名、主な業務内容、事業実施主体構成員の概要(別記様式1を添付する))

3 事業実施主体の所在地

住 所 :

電話番号 :

4 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定年月日

年 月 日(予定)

5 農業経営基盤強化法に基づく農業経営改善計画の認定年月日

年 月 日

第2 農業経営の現状

(経営規模、作付品目、加工、販売の状況等について記載すること)

第3 総合化事業の目標

(※認定を受けた総合化事業計画の取組をすべて実施する場合は、総合化事業計画の写しの添付により、第3の1及び2について記載を省略できる。その場合は、添付する旨を明記すること。)

1 総合化事業全体の目標

2 農林漁業経営の改善の目標

(1) 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

現 状 (年 月期)

農産物名 ・新商品名	販 売 方 式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
ア : 売 上 高 計		

目 標 (年 月期)

農産物名 ・新商品名	販 売 方 式	売 上 高 (円) [販売数量()×単価(円/)]
		[×]
		[×]
イ : 売 上 高 計		

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。

→ [売上高の増加率] _____% (= (イ÷ア) ×100)

(2) 農林漁業及び関連事業の所得

現 状 (年 月期) (単位:円)

ウ: 農林漁業及び関連事業の売上高	
エ: 経営費	
オ: 所得 (ウ-エ)	

目 標 (年 月期) (単位:円)

カ: 農林漁業及び関連事業の売上高	
キ: 経営費	
ク: 所得 (カ-キ)	

→ [所得の増加率] _____% (= (ク÷オ) ×100)

(注) (2) については申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

(3) 販売先別販売量及び販売額

区 分	農産物名 ・新商品名	販売先別	(名称)	(名称)	(名称)	(名称)	その他	計
現 状 (年 月期)		販売量						
		販売額						
		販売量						
		販売額						
目 標 (年度)		販売額						
		販売額						
		販売量						
		販売額						

第4 総合化事業の内容

(※認定を受けた総合化事業計画の取組をすべて実施する場合は、総合化事業計画の写しの添付により、第4の1及び2については記載を省略できる。(その場合は、添付する旨を明記すること。))。

1 実施内容

(1)新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

(2)新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

(3)(1)又は(2)の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

2 実施体制

3 導入事業の概要

機械・施設等整備事業に係る機械・施設等の導入計画

新商品名	機械・施設等 区 分	規格、構造 又は能力等	事業量	単価	事業費	負担区分				備 考 (設置場所)
						補助金		自己負担		
						県 費	市町村費		うち 〇〇資金	
					円	円	円	円	円	
合 計										

4 導入機械・施設の利用計画

新商品名	機械・施設名	利用（稼働）期間	処理量・生産量	備考

5 導入機械・施設等の規模決定計画

（ 導入する機械・施設の規模決定根拠又は事業量決定方法（様式適宜）
既存の機械・施設の所有状況、稼働（利用）状況等を踏まえ、事業で導入する機械又は
施設ごとに記入すること。）

第5 総合化事業の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

第6 添付資料

- 1 事業実施位置図
- 2 事業実施主体構成員の概要(別添様式第1号別添様式1)
[事業実施主体が農業者団体または法人の場合は添付]
- 3 導入機械・施設等の設置場所周辺の見取図及び機械・施設等の配置図
- 4 農業用プラスチックフィルムを使用する施設を導入する場合は、農業用廃プラスチック処理計画(別添様式第1号別添様式2)
- 5 導入機械・施設等の見積書又は設計書
[計画設計図(立面図、平面図等)及びカタログを含む。]
- 6 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画を証明する書類及び認定申請書の写し
- 7 商品等を説明する資料
[商品名・主原料・内容量・希望小売価格・ターゲット(売り先・客)・商品の特徴・商品写真等]
- 8 既に食品営業許可証を取得している場合はその写し
- 9 誓約書(別添様式第1号別添様式3)、役員等名簿(別添様式第1号別添様式4)
- 10 農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画認定書(様式第2号)の写し

別記様式第1号別添様式1

事業実施主体構成員の概況

役職名	氏名	住所	農業従事者数	対象作目作付面積 (施設面積)			加工品生産量	備考
				〇〇〇	〇〇〇	計		
	〇〇〇〇 (才)	△ △ △	人	a	a	a	品名() 生産量 t 品名() 生産量 kg	

別記様式第1号別添様式2

農業用廃プラスチック処理計画

1 農業用プラスチックの利用状況

プラスチックの種類	利用量(kg)	更新年限	備考
塩化ビニールフィルム			
ポリエチレンフィルム			
硬質プラスチック			
その他			
計			

2 農業用廃プラスチック処理計画

	プラスチックの種類	処理量(kg)	処理方法	備考
年 度	塩化ビニールフィルム			
	硬質プラスチック			
	ポリエチレンフィルム			
	その他			
	計			
年 度	塩化ビニールフィルム			
	ポリエチレンフィルム			
	硬質プラスチック			
	その他			
	計			

(注) 処理方法については、下記のうちから該当する番号①～⑤を記入する。

ただし、その他④、⑤の場合は、具体的に工場名等を記入する。

- ・廃プラ工場へ搬入
 - ①指定された廃プラ集積所へ搬入
 - ②市町村協議会が回収
 - ③自分で廃プラ工場へ搬入
 - ④その他の方法で廃プラ工場へ搬入
- ・その他の方法で処理
 - ⑤その他、独自に廃プラ回収業者に委託等

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

事業実施主体住所
事業実施主体名
代表者氏名 印

補助金の交付を申請した事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。))が農業経営多角化支援事業補助金交付要綱第2条第2項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

また、将来においても当該各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

なお、誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、事業計画の承認を受けられないこと、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

別記様式第1号別添様式4

役員等名簿

番号	商号又は名称（半カナ）	商号又は名称（漢字）	氏名（半カナ）	氏名（漢字）	生年月日			性別 (M・F)	住所	職名
					元号 MTSHR	年	月			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

現在における（私・当法人（団体））の役員等名簿に相違ありません。
年 月 日

事業実施主体住所
事業実施主体名
代表者氏名

印

役員など名簿には、補助を受けようとする事業を行う者が

- ・個人である場合は本人を記載すること。
 - ・法人その他の団体である場合は、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準じる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。）を記載すること。
- ただし、当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者については、本件事業計画又は補助金の申請に関する権限若しくは補助事業の執行に関する契約を締結する権限を委任されている者を除き省略することができる。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

様

市 町 村 長

農業経営多角化支援事業実施計画の協議について

このことについて、年度農業経営多角化支援事業を別添計画書のとおり実施したいので、農業経営多角化支援事業実施要領第3の4の(2)の規定により協議します。

番 号
年 月 日

市町村長 様

千葉県知事

年度農業経営多角化支援事業実施計画の（変更）承認及び補助金の
内示について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあったこのことについて、農業経営
多角化支援事業実施要領第3の4の（3）に基づき承認します。

また、下記のとおり補助金を内示しますので、事業実施主体に通知願うととも
に、農業経営多角化支援事業補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づき、年
月 日までに、補助金交付申請書を正副2部作成の上、所管する農業事務所企画
振興課へ提出願います。

記

補助金内示額 金 円

農業経営多角化支援事業利用状況報告書
(報告対象年度 年度)

年 月 日

様

所在地
事業実施主体名
代表者の氏名

このことについて、農業経営多角化支援事業実施要領第7の規定により下記のとおり報告します。

記

1 事業の概要

事業実施年度	年度
竣工年月日	年 月 日
事業内容及び事業量	
事業費(うち県補助金)	()

2 機械・施設等の利用状況

新商品名	機械・施設 の区分	利用計画 (生産量、利用回数、 利用時間等で記載)	利用実績	利用率(%) (実績/計画)

注) 利用計画及び実績は、計画書の利用計画に沿って適宜、生産量、利用回数、利用時間、取扱量などの数値を使用すること。

利用率が70%未満となった場合は、その原因・理由及び当面の対策を別途記載すること。

